

# 暴迫しまね

令和7年

vol. 66



「暴力団  
徹底排除の  
街づくり」

## CONTENTS

- 暴力団のいない島根を目指して ..... 2
- 第32回暴力追放・銃器根絶島根県民大会 ..... 3~6
- 受賞おめでとうございます ..... 7
- 不当要求防止責任者講習のご案内 /  
賛助会員を募集しています ..... 8

表紙写真：石見神楽 大蛇



# 「暴力団のいない島根を目指して」 ～県民とともに築く安全安心な「しまね」～

島根県警察本部刑事部長

武 上 武 志



県民の皆様には、平素から暴力団対策をはじめ警察業務の各般にわたり、深いご理解とご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、近年の暴力団情勢については、全国、県内共に暴力団構成員等の数は年々減少傾向にあるものの、六代目山口組と神戸山口組の対立抗争に終息の気配はなく、県内でも松江市を警戒区域として、特定抗争指定暴力団等の指定を継続しているところです。

暴力団構成員等の数が減少した要因としては、暴力団対策法や暴力団排除条例を適用した取締りや各種業界と連携した暴力団排除活動等により、暴力団による資金獲得活動が困難となっていることが考えられます。

一方で、近年では、暴力団のほか、準暴力団をはじめ、緩やかな結びつきで離合集散を繰り返しながら犯罪に及ぶ「匿名・流動型犯罪グループ」が新たな治安の脅威となっています。

これら犯罪グループは、いわゆる闇バイトという犯罪実行役の募集により、自分たちの手を汚すことなく、特殊詐欺や強盗、薬物の密売などの犯罪を敢行しており、特に特殊詐欺においては、未来ある少年や若者を受け子や出し子として犯行に加担させ、捨て駒とするケースも後を絶ちません。

そして犯罪グループは、犯罪によって得た多額の資金を元手に、風俗営業やスカウト業に進出するなど、犯罪収益を様々なところで還流させています。こうした犯罪グループの背景には暴力団が暗躍しており、最終的には、犯罪収益が暴力団に流れている実態が伺えます。

警察では、治安の脅威である匿名・流動型犯罪グループ等の実態解明に向けた捜査の推進や暴力団の壊滅に向け、令和6年に島根県暴力団排除条例を

改正し、規制強化を図ったところであり、あらゆる法令を駆使した取締りにより、暴力団の人的基盤及び資金源に打撃を与える総合的な対策の推進に取り組んでいます。

また、若者に対する暴力団排除教育として、例年開催している暴力追放・銃器根絶島根県民大会への生徒の参加、高校での「若者を犯罪組織から守るための教室」の開催、県内の高校生による暴力団排除広報啓発用ポスターの作製等を通じ、若者を犯罪の被害者にも加害者にもさせないための取り組みを実施しています。

暴力団の壊滅、弱体化は警察のみで成し遂げられるものではなく、行政や事業者、地域住民等の社会全体での暴力団排除の取組が不可欠です。

暴力団が最も恐れるのは、「暴力団の存在を絶対に許さない」という県民の皆様の揺るぎない意思と勇気です。

県民の皆様には

- 暴力団を利用しない
- 暴力団を恐れない
- 暴力団に金を出さない
- 暴力団と交際しない

という暴力団追放の基本である「三ない運動プラスワン」を合言葉に、引き続き暴力団排除活動を強力に推進していただくようお願い申し上げます。

島根県警察では、今後も島根県暴力追放県民センターや、島根県弁護士会民事介入暴力対策委員会等の関係機関、団体と連携し「社会対暴力団」という暴力団排除の構図が島根県の隅々まで浸透していくよう、県民の皆様と共に暴力団排除の機運を醸成していくための取り組みを推進していく所存です。

今後とも皆様方の一層のご支援とご理解を賜りますようお願い申し上げます。

# 第32回暴力追放・銃器根絶島根県民大会

開催日時：令和6年11月21日(木)13:30～

開催場所：島根県民会館 中ホール



島根県暴力追放県民センター・島根県銃器対策推進本部・島根県警察本部が主催し、島根県・松江市・島根県市長会・島根県町村会の後援による、「第32回暴力追放・銃器根絶島根県民大会」が、約500人の皆様に参加していただき開催されました。

「闇バイト」など、昨今の暴力団等反社会的勢力の情勢から、若者層にも暴排意識を高め、被害者にも加害者にもならないように注意してもらおうと、前回に引き続き、多くの高校生にも参加してもらいました。



第1部

主催者として、(公財)島根県暴力追放センター会長の丸山達也県知事(代理:美濃 亮環境生活部長)、副会長の丸山直紀島根県警察本部長の挨拶の後、暴力団追放活動功労として1団体に表彰状が授与、暴力団追放支援功労として4団体に感謝状が贈呈されました。



【会長(県知事)あいさつ】



【副会長(警察本部長)あいさつ】

表彰

暴力団追放活動功労表彰状

松江市 まるなか建設株式会社 様

暴力団追放支援功労感謝状

松江市 大和証券株式会社松江支店 様

松江市 西日本高速道路株式会社  
中国支社松江高速道路事務所 様

松江市 一般社団法人  
島根県指定自動車教習所協会 様

松江市 株式会社太閤堂 様

下記の皆様には別途贈呈させていただきました。

松江市 まつしま脳神経内科クリニック 様

松江市 岡田 勇 様

米子市 西日本旅客鉄道株式会社山陰支社 様

広島市 日本郵便株式会社中国支社 様

広島市 日本証券業協会中国地区協会 様

広島市 中国労働金庫 様



【表彰状授与】



【感謝状贈呈】



【感謝状贈呈された皆様】

受賞された皆様おめでとうございます。

続いて、来賓を代表して中島謙二島根県議会議長(代理:生越俊一副議長)から祝辞をいただき、その後、参加者全員が大会宣言として『『暴力追放三ない運動+1(プラスワン)』と銃器犯罪の根絶・違法銃器排除のための活動を実践し、安全で安心な住みよい島根の実現を目指して邁進すること』を誓いました。



【来賓(県議会議長)祝辞】

大会宣言



第2部

スクールカウンセラー・保護司 安永 智美 様をお招きして、  
**「犯罪・暴力団を生まない“入口暴排”は子どもの健全育成と非行防止」**  
 ～救えたはずの子ども達から託された願い～

と題して講演をしていただきました。



【講演の様子】

講演要旨

これまで関わった暴力団と関係を持った少年の「自分みたいになるな」という声、児童虐待やいじめに遭ったり、非行や自殺に走った子ども達の「自分を分かって欲しい」「話を聞いて欲しい」という声。この声が子ども達から自分に託された願いとして、子ども達を「被害者にも加害者にもさせない」ためには、子ども達を理解し、共感し、そして心の声を聞くことが大事であること。それが、子ども達を暴力団、非行、自殺などから守ることになる。また、「闇バイト」は犯罪に加担することで、絶対に関わらないこと。万が一巻き込まれたらすぐに警察に連絡すること。必ず警察は助けてくれる。

第3部

立正大学淞南高校マーチングバンド部  **SHONAN SAINTS** によるマーチング演奏が披露されました。

活き活きとした躍動感あふれるパフォーマンスに会場も大いに盛り上がりました。

演奏後の参加した高校生へのインタビューでは、「反社や闇バイトの危険性がよく分かりました。」「変だと思ったら親や先生に相談したり、警察にも連絡します。」など、暴排や被害防止を意識していきたいとの声が聞かれました。



【演奏の様子】



公安委員長・センター理事長と SHONAN SAINTSの皆さん



参加しての感想を発表



暴排ポスターにも高校生が一役！

今年の島根県警察の暴排啓発ポスターにも、高校生に協力していただきました。

〈作成した生徒さんの話〉

明るい未来で暮らせるよう、高校生に暴力団を知ってもらい、正しい知識を持って欲しいという思いで描きました。また、大人の方にも意識を持ってもらい、支え合える社会にしていきたいという思いも込めました。

ありがとうございました。



おめでとうございます

警察庁長官・全国防犯連合会会長連名表彰

令和6年度の暴力追放活動に功労があった個人として、

**松江市 弁護士 古津 弘也 様**

が受賞（銀賞）されました。（R6.11.26 警察本部）



丸山警察本部長から表彰状が授与



左から松島刑事部参事官、武上刑事部長、丸山本部長古津様、山口理事長、松本専務理事

中国管区警察局長・中国管内暴力追放運動推進センター連絡協議会会長連名表彰

令和6年度の中国ブロック暴力追放活動に功労があった団体として、

**松江市 カナツ技建工業株式会社 様**

**出雲市 ナイトビジネス暴力追放対策協議会 様**

が受賞されました。（R6.9.4 警察本部）



カナツ技建工業株式会社金津社長に丸山警察本部長から感謝状が贈呈



ナイトビジネス暴力追放対策協議会高木会長に山口理事長から記念品が贈呈

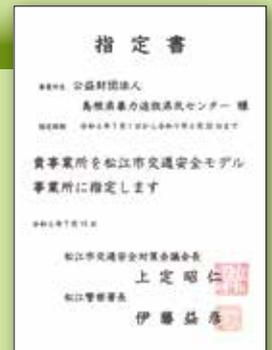
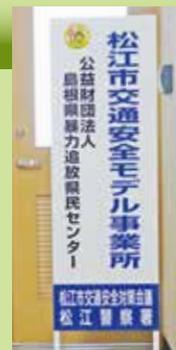
「松江市交通安全モデル事業所」に指定されました!

松江市交通安全対策協議会・松江警察署から指定を受けました。指定期間は3年間です。（R6.7.1～R9.6.30）

職員の無事故・無違反はもとより、

**地域の交通安全活動**

に努めます。事務所前に立看板を設置しました。



## 不当要求防止責任者講習のご案内

不当要求防止責任者講習は、職場を暴力団等から守るための講習です。  
事業所ごとに**不当要求防止責任者**を選任し、講習を受講しましょう。

**無料**

### 講習の内容

- 暴力団対策法の概要
- 暴力団情勢
- 不当要求防止のための対応要領などについて、センター職員や警察官により指導します。
- ※受講後、受講修了書、責任者選任事業所ステッカーを交付



### 受講の手続

- ① 不当要求防止責任者の選任
  - ② 選任者届の送付(所轄警察署・暴追センター)※
  - ③ 公安委員会から受講案内通知(往復ハガキ)が送付
  - ④ 受講申込(返信ハガキ)の送付
  - ⑤ 講習の受講 → 受講修了書とステッカーの交付
- ※選任者届用紙はセンターのホームページからダウンロードできます。  
警察行政手続サイトからネット申請もできます。



## 賛助会員の募集中!

(公財)島根県暴力追放センターは、暴力団対策法に基づいて設置された公益財団法人です。  
暴力団追放の啓発、暴力団排除運動を推進するため、賛助会員の募集をしています。皆様のご理解、ご支援をお願いします。

### 年会費

- 企業・団体  
1口：10,000円
  - 個人  
1口：5,000円
- 【何口でも結構です】

### 特典

- ①税制上の優遇  
「特定公益増進法人」です。(証明書を発行)
- ②賛助会員ステッカーの交付  
暴力追放賛助会員ステッカー
- ③機関誌等の送付  
機関誌や全国センター資料を定期送付
- ④DVDの貸出し等  
多数取り揃えています。
- ⑤県民大会等のご案内



## 公益財団法人 島根県暴力追放県民センター

〒690-0887 島根県松江市殿町383番地 山陰中央ビル7階  
電話(0852)21-8938 FAX(0852)21-8938

ホームページ：<https://shimane-b.sakura.ne.jp/>  
E-mail：[boutsui@mx.miracle.ne.jp](mailto:boutsui@mx.miracle.ne.jp)



HPへはこちらから

